

議案第三十一号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安田真一郎

平成元年参月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和三十二年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

（使用料の徴収）

第二十八条 使用料金は、別表第二に定める基本料金と超過料金との合計額に百分の百三を乗じて得た金額とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第二量水器を使用しない水道の料金の項中「三五〇〇円」を「三六〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行し、平成元年五月分の使用料金から適用する。